

令和7年度事業計画

1 基本方針

配合飼料価格安定制度の下、一般社団法人全日本配合飼料価格畜産安定基金（以下「全日基」という。）及び各飼料荷受組合、飼料メーカーと連携し、配合飼料価格の変動によって生ずる畜産経営の損失を軽減することにより、加入者の経営の安定を図る。

また、一般財団法人畜産環境整備機構等が行う各種リース事業の推進により、加入者の経営改善を図る。

さらに、肉用牛、養豚に係る価格保証制度や所得補償制度の事務受託、及び国・県・市町村等が行う畜産振興事業の支援を通じ、畜産経営の安定、畜産の振興に寄与する。

2 事業計画

(1) 会議の開催等

- ア 総会 年1回定時総会を開催し、必要に応じて臨時総会を開催する。
- イ 理事会 基金協会運営上の重要事項を審議するため、理事会を開催する。
- ウ その他
 - ・ 配合飼料価格安定制度の事業推進のため、全日基等が開催するブロック会議に出席する。
 - ・ その他、畜産振興事業推進のための県内外の会議等に出席する。
 - ・ 中国地区4県で組織する中国地区飼料基金協会連絡協議会に出席する。
 - ・ 必要に応じて会員を招集する会議を開催する。

(2) 配合飼料価格差補てん事業

配合飼料価格差補てん基本契約及び数量契約に基づき、以下の業務を行う。

- ア 数量契約の締結
 - 価格差補てん事業に必要な数量契約を、年度当初及び基金間移動時に締結する。
- イ 積立金の徴収及び納付
 - 加入者の契約数量に応じて、四半期ごとに飼料荷受組合を通じて積立金を徴収し、所定の期日までに全日基に納付する。
- ウ 価格差補てん金の交付
 - 補てん金が交付される場合、補てん対象期間の加入者別購入数量を全日基へ報告し、全日基から受領した補てん金を速やかに加入者に交付する。
- エ 別途納付金の徴収及び納付
 - 対象者から別途納付金を徴収し、全日基に納付する。
- オ その他
 - 契約の解除等、上記以外の価格差補てん事業に伴う業務を行う。

(3) 畜産高度化支援リース事業

一般財団法人畜産環境整備機構が行うリース事業の事務を受託し、畜産経営の生産性向上等に係る施設、機械等の導入支援、貸付料の徴収及び納付等を行う。

(4) 肉用子牛生産者補給金制度運営適正化事業

肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合に交付される生産者補給金事業の事務の一部を受託実施する。

(5) 肉用牛肥育経営安定交付金制度

肉用牛の枝肉価格が低落し、生産費を下回った場合に交付される補てん金制度の事務の一部を受託実施する。

(6) 肉豚経営安定交付金制度

肉豚の枝肉価格が低落し、生産費を下回った場合に交付される補てん金制度の事務の一部を受託実施する。

(7) 畜産振興事業

上記イからカ以外の、国・県・市町村等が実施する畜産振興事業への業務支援を行う。